

（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度の考え方に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度の考え方
政策等の案の公表の日	平成30年12月14日（金）
意見提出期間	平成30年12月14日（金）から平成31年1月15日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	7件（5人）
インターネット	5人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 趣旨に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>小田原市でも、パートナーシップ制度の検討がされ始めていると知り、驚きと共に嬉しさがこみあげています。例えリアクションがなくても、「市が同性パートナーシップ制度の検討を始めた」という事実を目にするだけでも、当事者は、必ず救われると思います。今後の進展を心待ちにしております。</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>
2	<p>「小田原市パートナーシップ登録制度」のパブリックコメントの募集がされましたこと、とても喜ばしく思います。小田原市は、各国からの旅行者が来る国際的な市です。反対意見もあるかもしれませんが、時期尚早ではなく、国際都市として進めていただくと幸いです。選択肢が増えるということは、誰にとっても暮らしやすい市になることだと思います。実際にパートナーシップ登録をされる成年の方々だけでなく、この制度があることでセクシュアリティやジェンダーが、周りと違うかもしれないと悩</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>

	<p>む子どもたちに、何らかの希望になると思います。今後、「誰も」が「人生のパートナー」を性的指向や性自認に関わらず、公的に届けることが、あたり前の小田原市になることを願います。</p>		
3	<p>本籍は小田原ですが、LGBT であることが発覚しづらい東京で暮らしてきました。大都市に比べ地方は、LGBT は居ないことにされているか、いじめやからかいの対象として存在する場合があります。偏見があつて暮らしにくくなるから息を潜めているだけなのに。そんな中、自治体が「LGBT の味方であること」を表明してくれる制度はどんなに心強いでしょう。自治体が LGBT のための制度を作ることで、ここにも LGBT が暮らしているのだと初めて知る人もいるし、失礼な言葉をぶつけてきた人はからかったら問題なのだと思うでしょう。制度を導入しても、最初は利用する人は少ないと思いますが、長い目で見てください。これまで涙を飲んで耐えるしかなかった様々な問題（同居のための家や深刻な病気にかかったときの</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあいまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「（仮称）小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>

	<p>病院のこと等) が、この制度でクリアできるかもしれないのです。故郷に帰りたくても、偏見を恐れて帰れない LGBT は多いと思います。制度の導入から始まって、LGBT の若者が安心して帰れる故郷にして欲しいです。</p>		
4	<p>制度を申請に行ったときに窓口でどのような扱いを受けるのかわかりませんし、制度を利用することで周囲に知られることになったらと思って、申請したくとも決断できない人もいます。</p>	C	<p>申請の際には事前に連絡をいただき、必要に応じて、他の来庁者と顔を合わせることがないように個室を用意する等の配慮をいたします。</p>
5	<p>パートナーシップ制度は LGBT 当事者にとってとても必要な制度です。小田原市がその存在を認め、差別、偏見から私たちを守っていただきたいと思っています。この制度は小田原市が多様性を認め、市民に周知させることができます。安心して住めるよう、色んな施策を平等に LGBT にも付与していただきますよう、強く懇願いたします。</p>	D	<p>誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあいまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、「(仮称)小田原市パートナーシップ登録制度」に関する手続を定めます。</p>
6	<p>こちらの制度必要でしょうか？彼ら、彼女達が、老いたときのことまで考えていますか？子供を持たない選択の方を容認することは、子育てを</p>	C	<p>今後の施策の参考とするため、所管部署で共有させていただきます。</p> <p>なお、パートナーシップ登録証明証を利用してどのようなサービスを市が提供するかは、引き続き検討してまいります。</p>

	して税金を負担している私たちにも、何らかの優遇をいただけるのでしょうか？政策のバランスがありません。		
--	--	--	--

(2) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	当事者やその関係者、この制度の整備を待っているたくさんの人たちに、このページの存在、骨子案の内容がもっとも届くように、広報していただきたいです。SNSなどでハッシュタグを活用したりして、拡散していただきたいです。	D	パブリックコメント実施期間中、メールマガジン「こらーぼ」でパブリックコメントを募集している旨を配信したほか、小田原市の広報紙、ケーブルテレビ、twitter、facebook を通じて情報の周知に努めました。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	「1趣旨」の「同性等のカップル」という表現を、「性的マイノリティのカップル」とします。	制度の対象者を明確に示すため、変更するものです。
2	「9 その他」の「削除」を「抹消」とします。	要綱制定に際し、字句の整理を図るものです。